

自動販売機募集に関する質問・回答について

No.	質 問	回 答
1	“R6年度募集要項”の2P目の1行目に記載の「占有許可申請」とは、どのような書式でしょうか。	「大阪府都市公園条例施行規則 様式第9号（第18条関係）」を提出頂きます。様式は、以下のリンク先をご参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000818.html#e000001159
2	“R6年度募集要項”の2P目の1行目に記載の「別途占有料を徴収」とは、いくらぐらいでしょうか。年払い、月払い等の支払い方法についても開示をお願いします。	「別途占有料を徴収」につきまして、「R6年度募集要項（表1）の設置面積（設置範囲）」を超える部分の電線等の占有料は応募価格とは別にお支払いいただくこととなり、「大阪府都市公園条例 別表第三 三 公園を占有する場合の使用料」に定められている単価に基づき、必要な金額を算定して頂きます。別表第三については以下のリンク先をご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000817.html#e000007180 支払い方法については、納入通知書により金融機関への年払いとなります。
3	“R6年度募集要項”の2P目の（注1）について、途中でも設置場所を変更することは可能でしょうか。	大阪府と協議の上、同一の物件番号内において設置場所を変更することは可能ですが、「R6年度募集要項P4 3 公募条件等 (1)設置許可使用料等 ③その他必要経費等」に記載のとおり、移転費等は設置事業者の負担となります。
4	納品時間、納品方法についてどのように想定されているかご教示ください。	「R6年度募集要項 3公募条件等 (4)指定管理者との協議」に記載のとおり、納品時間及び納品方法については、指定管理者との協議のうえ、決定しています。 【現行】9：00～17：00迄の間
5	途中解約について教えてください。 ・解約の場合は年度毎でしょうか？ ・違約金はありますか？ ・解約後に、同じ物件で再度入札参加は可能でしょうか？	・設置者の都合により、設置許可を途中解除する場合は、解除時期等について、府と協議してください。なお、年度途中で解除する場合でも、既に納付された使用料は、還付しません。 ・違約金は特にありません。 ・「R6年度募集要項 P.3 2 応募資格要件 (7)ウ 許可期間途中で、許可の解除（廃止）を申し出た者」に該当しますので、次回募集時の応募資格要件を満たしません。